

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・原発避難者特例法の制定	H23. 8. 12 公布
	・原子力災害からの福島復興再生協議会の設置	福島復興再生特別措置法
	・避難者受入自治体の支援を明示	福島復興再生基本方針
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の創設及び避難者受入れ経費への財政措置の見直しを明示	H25. 6. 9
県	・いわきエリア（双葉エリアとの連携協力体制を進める）	県復興計画
	・事務担当者会議を開催し、市町村間の調整を行う	
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の設置	H24. 9. 22
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための個別協議の設置	H25. 6. 23
	・コミュニティ研究会の設置	H25. 7. 24
	・原発避難者向け復興公営住宅の整備	H25. 11 着工（小名浜・常磐地区）（以後、随時着工）
市	・本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供	柱 1
	・被災自治体との連携推進	柱 1
	・双葉郡 8 町村との意見交換の実施	
	・双葉郡 8 町村の出張所の設置に係る場所の提供	
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）に係る生活拠点形成事業計画を県と共同で作成	H25. 8 国へ第 1 回提出（以後、随時提出）
	・双葉郡 8 町村との国への合同要望の実施	H26. 6. 30



首相官邸で行われた双葉郡 8 町村（双葉地方町村会）との合同要望（平成 26 年 6 月 30 日実施）